

○環境省令第十四号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第二項の規定に基づき、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十日

環境大臣 大塚 珠代

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

表主たる事務所の所在地の欄中「東京都新宿区西新宿四丁目二番十八号」を「東京都新宿区高田馬場二丁目十四番二号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。